

【R08S】サービス付き高齢者向け住宅整備事業【既設改修事業】の概要(その1)

■ 既設改修事業とは

「既設改修事業」とは、既に運営されているサービス付き高齢者向け住宅を改修する事業です。
既に運営されているサービス付き高齢者向け住宅に対しては、改修工事に係る支援を行っています。

■ 対象となる改修工事の費用

① 住 宅 部 分

- 【①-1】 IoT 機器を導入して非接触での生活相談サービス等の提供を可能とする改修費用
- 【①-2】 車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等の改修に要する費用
- 【①-3】 省エネ性能向上のための構造・設備の改修に要する費用
- 【①-4】 防災減災対策としての止水板の設置に要する費用

② 施 設 部 分

交流施設の整備に要する費用

③ 再 エ ネ 部 分

再生可能エネルギー等設備を新たに設置する費用

対象となる改修工事の費用

※補助要望額は、①+②+③に該当するものの合計となります。

※複数メニューの改修・設置工事を行う場合は、各改修・設置工事の補助限度額を合計した額を補助限度額とします。



【R08S】サービス付き高齢者向け住宅整備事業【既設改修事業】の概要(その2)

①住宅部分

【①-1】「IoT技術を用いた機器等」を導入して非接触でのサービス提供を可能とする場合の費用

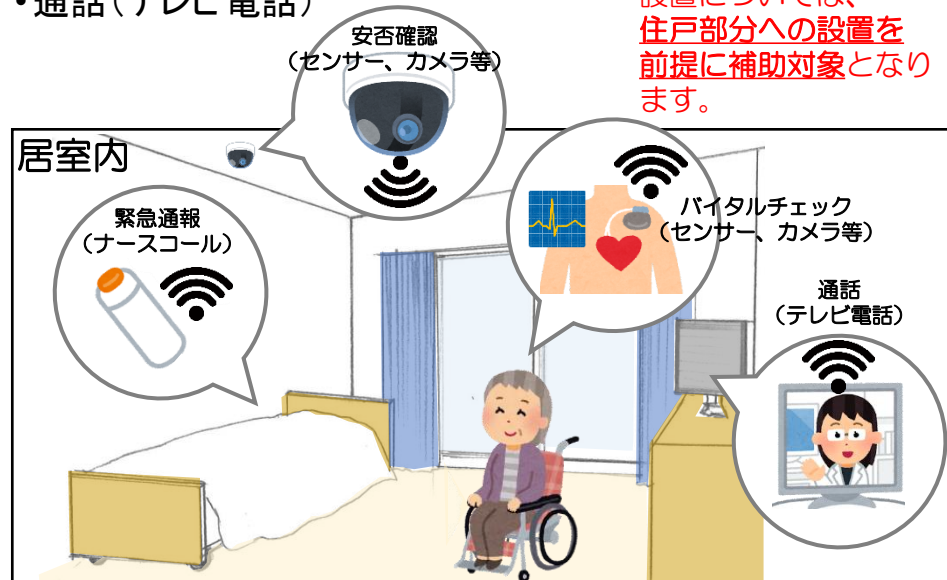
■補助対象となるものの基本的な考え方

- ・設置に関して工事を伴うもの(取付工事、配管配線工事等)
- ・インターネットに接続(通信)して利用するもの
- ・補助対象外項目(交付申請要領p24 表13)に含まれないもの

■想定される「非接触でのサービス」の例

- ・安否確認(センサー、カメラ等)
- ・バイタルチェック(センサー、カメラ等)
- ・緊急通報(ナースコール等)
- ・通話(テレビ電話)

※廊下等の共用部分への設置については、住戸部分への設置を前提に補助対象となります。



■補助率および補助金の額の上限

- ・補助率: 1/3以内
- ・上限: 1戸当たり12万円

■想定される補助対象費用・対象外費用の例

- : IoT機器の本体費用および機器設置費用
- : インターネット環境改善工事費用(配管配線工事)
- : IoTシステムに組み込まれる専用端末費用 等
- ✗: パソコン本体費用、セットアップ費用
- ✗: 複合端末費用
- ✗: クラウド使用料 等

事務室・スタッフルーム等



※設置に関して工事を伴うものに限り
(取付工事、配管配線工事等)

補助対象となる既設改修工事部分に係る解体・設備等、付随して必要となる工事(道連れ工事)費、および共通仮設費・諸経費等も補助対象となります。

例: 壁のやり替え工事(解体+再設置)

【R08S】サービス付き高齢者向け住宅整備事業【既設改修事業】の概要(その3)

①住宅部分

【①-2】 車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等の改修に要する費用

■補助対象となるものの基本的な考え方

- 設置に関して工事を伴うもの
- 補助対象外項目(交付申請要領p24 表13)に含まれないもの

■補助率および補助金の額の上限

- 補助率: 1/3以内
- 上限: 1戸当たり150万円

■想定される補助対象費用・対象外費用の例

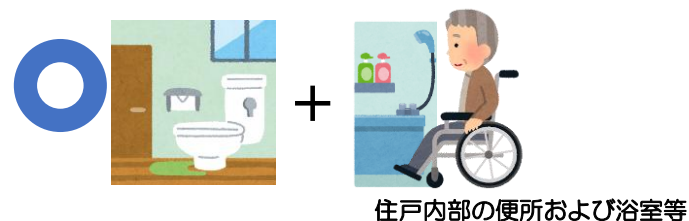
「車椅子使用者に必要な空間」とは、住戸部分の便所及び浴室のいずれにおいても、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)に規定する高齢者等配慮対策等級5※の基準を満たす空間を指します。

※詳細は交付申請要領参照

○: 住戸内部の便所と浴室の両方について車椅子使用者に必要な空間を確保

✗: 住戸内部の便所または浴室のみ車椅子使用者に必要な空間を確保

✗: 共用部分の便所または浴室



【R08S】サービス付き高齢者向け住宅整備事業【既設改修事業】の概要(その4)

①住宅部分

【①-3】 省エネ性能向上のための構造・設備の改修に要する費用

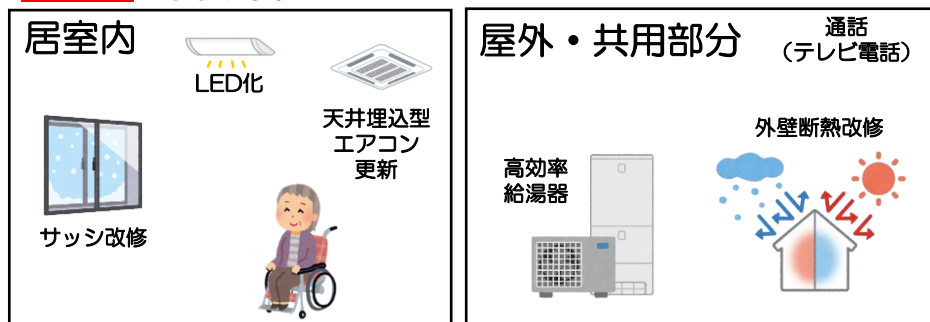
■補助対象となるものの基本的な考え方

- ・設置に関して工事を伴うもの
- ・補助対象外項目(交付申請要領p24 表13)に含まれないもの

■想定される「省エネ性能向上のための構造・設備の改修」の例

- ・LED照明器具への更新
- ・給湯器を高効率給湯器に取替
- ・サッシ改修(ガラス交換、内窓設置、カバー工法)
- ・外壁断熱改修(外断熱、内断熱) 等

※廊下等の共用部分の改修については、**住戸部分への改修を前提に補助対象**となります。

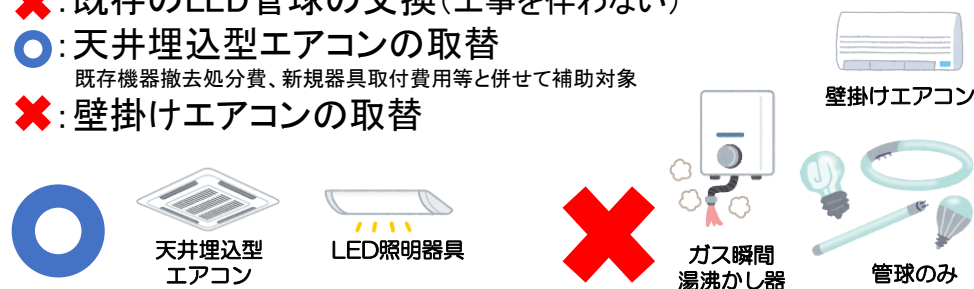


■補助率および補助金の額の上限

- ・補助率: 1/3以内
- ・上限: 1戸当たり35万円

■想定される補助対象費用・対象外費用の例

- ❌: 共用部分のみの改修(住戸部分への工事なし)
- : 既存の照明器具ごとLED照明器具へ取替
(配管・配線工事を伴うもの) 既存機器撤去処分費、新規器具取付費用等と併せて補助対象
- : 照明器具のない部分への新規LED照明器具の設置
(配管・配線工事を伴うもの)
- ❌: 既存の管球のみLED管球に取り替える(工事を伴わない)
- ❌: 既存のLED管球の交換(工事を伴わない)
- : 天井埋込型エアコンの取替
既存機器撤去処分費、新規器具取付費用等と併せて補助対象
- ❌: 壁掛けエアコンの取替



【①-4】 防災減災対策としての止水板の設置に要する費用

■補助率および補助金の額の上限

- ・補助率: 1/3以内
- ・上限: 1棟当たり35万円

■想定される補助対象費用・対象外費用の例

- : 止水板の設置工事費 付帯工事(解体工事等)と併せて補助対象

【R08S】サービス付き高齢者向け住宅整備事業【既設改修事業】の概要(その5)

②施設部分

交流施設の整備に要する費用

■補助率および補助金の額の上限

- ・補助率: 1 / 3以内
- ・上限: 1施設当たり1,250万円

■補助対象となるものの基本的な考え方

- ・サービス付き高齢者向け住宅の高齢者生活支援施設として登録していること
- ・地域との交流を行うもの

■想定される補助対象費用・対象外費用の例

※住宅部分への改修がなく、交流施設の整備のみでも補助対象となります。

- : 既設の交流施設に加えて「新たに」整備する交流施設
- : 既設の交流施設の規模拡大
- ✗: 既設の交流施設の改修(模様替え等)



③再エネ部分

再生可能エネルギー等設備を新たに整備する費用

■補助率および補助金の額の上限

- ・補助率: 1 / 10以内
- ・上限: 1戸当たり合わせて5万円(太陽光パネル及び蓄電池)
1戸当たり2万円(太陽熱温水器)
※上限額は①に示す上限額とは別に算定

■補助対象となるものの基本的な考え方

太陽光パネルの設置工事については、以下の要件を満たす必要があります。

- ・全量自家消費である(FIT制度による売電等を行わない)こと
- ・災害後の停電時に電源が確保できる仕様であること
- ・やむを得ない場合を除き、災害時に地域住民へ電源を提供すること

■想定される補助対象費用・対象外費用の例

- : 太陽光パネル及び蓄電池の設置にかかる費用
- : 太陽光温水器の設置にかかる費用

